

## 建築士事務所登録簿等閲覧規程

平成23年12月26日  
島根県告示第821号

### (趣旨)

第1条 この告示は、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第29条の規定に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9に規定する書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧所)

第2条 登録簿等を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、土木部建築住宅課内にこれを設置するものとする。

### (閲覧時間)

第3条 登録簿等の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

### (定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日とする。

### (臨時休日等)

第5条 知事は、登録簿等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

### (閲覧手続)

第6条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

### (登録簿等の持出禁止)

第7条 登録簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

### (閲覧の停止等)

第8条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、登録簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

### (指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第9条 建築士法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第1条の規定の適用については、同条中「書類（）」とあるのは「書類（同法第23条の3第1項に規定する登録簿及び同法第26条の3第1項に規定する国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。